

公益社団法人

日本ハング・パラグライディング連盟

JHF 技能証規程

パラグライディング技能証規程編

パラグライディング 技能証規程

制定	1987年	3月23日	理事会
改定	1993年	6月29日	理事会
改定	2009年	5月8日	理事会
改定	2010年	8月4日	理事会
改定	2011年	5月24日	理事会
改定	2011年	7月12日	理事会
改定	2011年	9月27日	理事会
改定	2012年	7月31日	理事会
改定	2013年	3月12日	理事会
改定	2014年	1月28日	理事会
改正	2019年	2月4日	理事会
改正	2019年	5月9日	理事会
改正	2020年	10月15日	理事会
分割	2020年	12月4日	理事会
改正	2021年	3月18日	理事会
改正	2022年	3月11日	理事会
改正	2022年	10月3日	理事会
改正	2023年	7月28日	理事会
改正	2024年	2月6日	理事会

目次

P-1	パラグライディング技能証	3
P-1-1	PG-A 級技能証(パラグライディングA級パイロット技能証)	4
P-1-2	PG-B 級技能証(パラグライディングB級パイロット技能証)	7
P-1-3	PG-NP 技能証(パラグライディングノービスパイロット技能証)	10
P-1-4	PG-P 技能証(パラグライディングパイロット技能証)	13
P-1-5	PG-補助動力技能証(パラグライディング補助動力技能証)	16
P-1-6	PG-XC 技能証(パラグライディングクロスカントリー技能証)	19
P-1-7	PG-T 技能証(パラグライディングタンDEM技能証)	21
P-1-8	PG-上級T 技能証(パラグライディング上級タンDEM技能証)	24
P-1-9	PG-助教員技能証(パラグライディング助教員技能証)	27
P-1-10	PG-教員技能証(パラグライディング教員技能証)	29
P-2	パラグライディング技能証を併せ有する者の効力	32
P-2-1	PG-XC 技能証と PG-補助動力技能証を併せ有する者の効力	32
P-2-2	PG-XC 技能証と PG-T 技能証を併せ有する者の効力	32
P-2-3	PG-補助動力技能証と PG-T 技能証を併せ有する者の効力	32
P-2-4	PG-XC 技能証、 PG-補助動力技能証、PG-T 技能証を併せ有する者の効力	32
P-2-5	PG-助教員技能証と PG-補助動力技能証を併せ有する者の効力	32
P-2-6	PG-助教員技能証と PG-XC 技能証を併せ有する者の効力	33
P-2-7	PG-助教員技能証と PG-T 技能証を併せ有する者の効力	33
P-2-8	PG-助教員技能証と PG-上級T 技能証を併せ有する者の効力	33
P-2-9	PG-教員技能証と PG-補助動力技能証を併せ有する者の効力	33
P-2-10	PG-教員技能証と PG-XC 技能証を併せ有する者の効力	34
P-2-11	PG-教員技能証と PG-T 技能証を併せ有する者の効力	34
P-2-12	PG-教員技能証と PG-上級T 技能証を併せ有する者の効力	34
P-3	パラグライディング検定員証	35
P-3-1	PG-助教員検定員証(パラグライディング助教員検定員証)	35
P-3-2	PG-教員検定員証(パラグライディング教員検定員証)	35
P-4	パラグライディング認定証	37
P-4-1	PG-助教員実技認定証(パラグライディング助教員実技認定証)	37
P-4-2	PG-助教員学科認定証(パラグライディング助教員学科認定証)	37
P-4-3	PG-教員実技認定証(パラグライディング教員実技認定証)	37
P-4-4	PG-教員学科認定証(パラグライディング教員学科認定証)	38
P-4-5	PG-教員教習実技認定証(パラグライディング教員教習実技認定証)	38
P-5	附則	38

P-1 パラグライディング技能証

JHF は、技能証規程を制定し、技能に応じてパラグライディングの技能証を発行し、その技能を証明する。

パラグライディング技能証の種類

- 1) PG-A 級技能証 (パラグライディング A 級パイロット技能証)
- 2) PG-B 級技能証 (パラグライディング B 級パイロット技能証)
- 3) PG-NP 技能証 (パラグライディングノービスパイロット技能証)
- 4) PG-P 技能証 (パラグライディングパイロット技能証)
- 5) PG-補助動力技能証 (パラグライディング補助動力技能証)
- 6) PG-XC 技能証 (パラグライディングクロスカントリー技能証)
- 7) PG-T 技能証 (パラグライディングタンデム技能証)
- 8) PG-上級 T 技能証 (パラグライディング上級タンデム技能証)
- 9) PG-助教員技能証 (パラグライディング助教員技能証)
- 10) PG-教員技能証 (パラグライディング教員技能証)

P-1-1 PG-A 級技能証(パラグライディング A 級パイロット技能証)

P-1-1-1 PG-A 級技能証の効力

PG-A 級技能証を有する者は、PG 教員又は PG 助教員の監督を受ける場合及び、PG 教員又は PG 助教員からその監督を依頼された PG-P 技能証を有する者の監督を受ける場合に、飛行を行う事が出来る。

P-1-1-2 PG-A 級技能証の申請資格

PG-A 級技能証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に 14 歳に達していること。但し保護者の承認が有れば限定しない。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) パラグライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、PG-A 級課程を修了すること。
- 4) PG-A 級学科検定に合格すること。
- 5) PG-A 級実技検定に合格すること
- 6) パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 7) 18 歳未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 8) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 8) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

P-1-1-3 PG-A 級技能証課程と検定試験科目

1. A 級の実技科目と学科科目

実技科目 25 科目

実技検定試験： 7 科目 (13. 16. 17. 22. 23. 24. 25)

学科科目 17 科目

学科検定試験 JHF 学科試験問題

2. A 級練習の注意点

実技練習

単独での成功飛行回数 10 回以上。

A 級実技科目の習得。

合計飛行時間は特に限定しない。

実技習得判断基準

実技習得科目の講習を受け、単独で各科目を 3 回以上成功した場合その科目を習得したものとす。

実技検定試験

低高度でのフライト実技検定を行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。

学科検定試験

JHF 出題の学科検定試験問題に合格すること。

合格判定基準 正解率 70%以上。

- ・試験の実施は PG 教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行う。
- ・試験は口頭でも可。

〈実技科目〉

機 材

1. パラグライダー
2. ハーネス
3. レスキューパラシュート
4. ヘルメット・服装など
5. 計器・無線機など
6. 中古機材のリスク

機材の取扱いと準備

7. 機材の確認
8. パラグライダーの広げ方
9. ラインチェック
10. 装備の装着
11. パラグライダーの収納、運び方
12. 機材の点検・保管

フライトの準備 1

13. フライトプラン
14. 体の準備
15. 心の準備
16. プレフライトチェック

ブレークコードの操作（引き加減と速度の関係）

17. ブレークコードの操作要領

ライズアップ

18. ライズアップ～直線走行～停止

グランドハンドリング（傾きの修正）

19. 機体の傾きの修正
20. 進行方向の修正
21. 操作と機体の動きの時間差

テイクオフ（離陸）

22. 安全なテイクオフ 1
23. 安全なテイクオフ 2

直線飛行

24. 安定した直線飛行

ランディング（着陸） 1

25. 安全なランディング ※(実技検定科目)
〈学科科目〉

風向と風速

1. 風向・風速とは
2. 風向・風速の目測

パラグライダーの滑空 1

3. 揚力
4. 抗力
5. 空気力・重力・前進力
6. 対気速度と対地速度
7. 失速

心身の準備 1

8. 疲労時は飛ばない
9. 体調が悪いときは飛ばない
10. 不安定な精神状態で飛ばない
11. できるだけリラックス
12. I'M SAFE?

エリア毎のルール

13. エリア毎のルール

低高度練習中における危険性

14. 危険を招くのは自分自身
15. 低高度練習中の事故
16. 中古機材のリスク
17. 事故報告

備 考

1. この PG-A 級技能証実技科目は、飛行経験の全くない者が練習場所において単独で操縦練習を行う為に必要な、最小限の練習科目を示す。（使用機体は、現在一般に使用されているパラグライダーの型式を基準とする）
2. 習得すべき操縦の精度は、次のとおりとする。
 - a) 前後の姿勢は、確実に安定させることが出来ること。
 - b) 直線飛行の方向保持の範囲は、 ± 10 度以内に保つこと。
3. 練習飛行を行う場合の気象状況は、次のとおりとする。
 - a) 雲高：雲底高度は、離陸高度より 150m 以上高いこと。飛行中、雲に入る恐れが無いこと。
 - b) 視程：水平視程は、2km 以上あること。
 - c) 風向：出発方向に正対していること。
 - d) 風速：平均 3m/s 以内とする。瞬間最大は 4m/s 以内とする。但し、飛行時間が 10 秒に達しない場合の雲高と視程は、その状況による。

P-1-1-4 PG-A 級技能証学科検定試験規則

- 1) PG-A 級技能証学科検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、JHF 作成の学科試験問題を使用し PG 教員が随時行う。ただし、口頭試問でも可とする。
- 2) PG 教員は学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、実技検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。
正解率 70%以上を合格とする。

P-1-1-5 PG-A 級技能証実技検定試験規則

- 1) PG-A 級技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、PG 教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した PG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、学科検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。

P-1-2 PG-B 級技能証(パラグライディングB級パイロット技能証)

P-1-2-1 PG-B 級技能証の効力

PG-B 級技能証を有する者は、PG 教員又は PG 助教員の監督を受ける場合及び、PG 教員又は PG 助教員からその監督を依頼された PG-P 技能証を有する者の監督を受ける場合、飛行を行う事が出来る。

P-1-2-2 PG-B 級技能証の申請資格

PG-B 級技能証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に 14 歳に達していること。ただし、保護者の承認が有れば限定しない。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) PG-A 級技能証を有すること。
- 4) PG の操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、PG-B 級技能証課程を修了すること。
- 5) PG-B 級技能証学科検定試験に合格すること。
- 6) PG-B 級技能証実技検定試験に合格すること。
- 7) パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 18 歳未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 8) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

P-1-2-3 PG-B 級技能証課程と検定試験科目

1. B 級の実技科目と学科科目

実技科目 24 科目

実技検定科目 8 科目 (7、8、13、17、20、22、23、24)

学科科目 24 科目

学科検定試験 JHF 学科試験問題

2. B 級練習の注意点

実技練習

PG-A 級技能証取得後、単独での成功飛行回数 20 回以上。

B 級実技科目の習得。

合計飛行時間は特に限定しない

習得判断基準

実技習得科目の講習を受け単独で各科目を 3 回以上成功した場合その科目を習得したものと
する。

実技検定試験

合格基準 安全な高高度フライトを行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。

学科検定試験

・ JHF 出題の学科検定試験問題に合格すること。

合格判定基準 正解率 70%以上。

・ 試験の実施は PG 教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと。

〈実技科目〉

レスキューパラシュート

1. 装着とセッティング
2. シミュレーション

不時着

3. 山沈の備え
4. 自己確保訓練

- 5. 連絡訓練（安全確認）
- 6. 着水の備え
- 高高度フライト
 - 7. フライトプラン
 - 8. プレフライトチェック
 - 9. 周囲警戒（警戒すべきポイント）
 - 10. トラフィックルール
- リバースライズアップ
 - 11. リバースライズアップ
- 高高度のテイクオフ
 - 12. 確実に安全なテイクオフ
- グライダーの安定
 - 13. 軽いピッチングとローリング
- 旋回
 - 14. 90度旋回
 - 15. 180度旋回
 - 16. 180度左右連続旋回
 - 17. 8の字旋回と高度処理
- 偏流修正飛行
 - 18. 偏流修正飛行（目的地に到達するために）
 - 19. 横風でのランディング
- 速度コントロール1
 - 20. ブレークコードによる速度コントロール
- グライドパス
 - 21. グライドパス（指定地にランディングするために）
- ランディング2
 - 22. 安全なアプローチラインと姿勢
 - 23. 半径30m以内への安全なランディング
 - 24. エリアのランディングルールの理解

〈学科科目〉

安全規格

- 1. 運用限界

機材のメンテナンス

- 2. 各機材のメンテナンス

フライトルールとマナー

- 3. ルールを守ることの重要性
- 4. 楽しく安全に飛ぶためのマナー
- 5. マナー欠如が招くこと

パラグライダーの滑空 2

- 6. 翼の構造と各部名称
- 7. 迎え角と飛行速度
- 8. 地上での前進力
- 9. 迎え角と滑空比の関係

パラグライダーの旋回

- 10. ブレークコードによる旋回
- 11. 体重移動による旋回
- 12. 実際の旋回

風

- 13. 風の発生
- 14. 安定した風・不安定な風

15. 地形による風の変化
16. 局地風
17. 気団と前線
18. フライトに影響する雲
19. ウィンドシア―

航空法と小型無人機等飛行禁止法

20. 航空法
21. 空港周辺でのフライトに際して

高高度練習中における危険性

22. 高高度飛行で広がる飛行範囲
23. B 級課程練習中の事故（高高度）
24. ハインリッヒの法則とエラーチェーン

備 考

1. この PG-B 級技能証実技科目は、PG-A 級技能証の所有者及び PG-A 級技能証課程の修了者が練習場所の空域を単独で操縦練習を行う為に必要な最小限の練習科目を示す。
(使用機体は、現在一般に使用されているパラグライダーの型式を基準とする。)
2. 習得すべき操縦の精度は、次のとおりである。
 - a) 前後の姿勢は、確実に安定させることが出来ること。
 - b) 旋回持続中のバンクは、確実に安定させることが出来ること。
 - c) 直線飛行の保持及び旋回停止方向の誤差は、 ± 10 度以内に保つこと。
3. 出発地帯と着陸地点の高度差は、科目を充分実施出来る高さとする。
4. 着陸地帯の設定は、操縦者が自分で着陸しようと思った場所へ、安全・確実にアプローチし着陸する技術と知識が習得出来るよう、千変万化する環境に対応して配慮すること。
5. 練習飛行を行う場合の気象状況は、次のとおりとする。
 - a) 雲高：雲高：雲底高度は、離陸高度より 150m 以上高いこと。飛行中、雲に入る恐れが無いこと。
 - b) 視程：水平視程は、2km 以上あること。
 - c) 風速：平均 4m//s 以内とする。瞬間最大は 5m/s 以内とする。
風向の振れがある場合は、その状況により限度を下げるものとする。
6. 機材は自ら準備し、自らの判断で安全性が確認出来るようにならなければならない。

P-1-2-4 PG-B 級技能証学科検定試験規則

- 1) PG-B 級技能証学科検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、JHF 作成の学科試験問題を使用し PG 教員が随時行う。ただし、口頭試問でも可とする。
- 2) PG 教員は学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、実技検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。正解率 70%以上を合格とする。

P-1-2-5 PG-B 級技能証実技検定試験規則

- 1) PG-B 級技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、PG 教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した PG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、学科検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。

P-1-3 PG-NP 技能証(パラグライディングノービスパイロット技能証)

P-1-3-1 PG-NP 技能証の効力

PG-NP 技能証を有する者は、フライトエリアの管理者の承認を受けた場合に限り、PG-NP 技能証課程での飛行を、管理された空域の範囲内で自己の判断と責任において行うことができる。

P-1-3-2 PG-NP 技能証の申請資格

PG-NP 技能証は、次に定める年齢、資格及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に 14 歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) PG-B 級技能証を有すること。
- 4) PG の操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、PG-NP 技能証課程を修了すること。
- 5) PG-NP 技能証学科検定に合格すること。
- 6) PG-NP 技能証実技検定に合格すること。
- 7) パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 18 歳未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 8) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

P-1-3-3 PG-NP 技能証課程と検定試験科目

1. PG-NP 技能証の実技と学科

実技科目 13 科目

実技検定科目：6 科目 (3. 5. 6. 10. 11. 12. 13) + フライトプラン

学科科目 14 科目

学科検定試験 JHF 学科試験問題

2. PG-NP 技能証練習の注意点

実技練習

PG-B 級技能証取得後の合計飛行時間 5 時間以上。

高高度成功飛行回数 60 回以上。

PG-NP 技能証実技習得科目を習得。

習得判断基準

実技講習を受け、単独で各科目を 3 回以上成功した場合その科目を習得したものとみなす

実技検定試験

合格基準 フライト検定を行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。

学科検定試験

・ JHF 出題の学科検定試験問題に合格すること

合格判定基準 正解率 70%以上

・ 試験の実施は PG 教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと

〈実技科目〉

スラローム走行

1. スラローム走行

リッジソアリング

2. リッジソアリング

360度旋回 1

3. 360度旋回
4. 360度連続旋回（3回以上 1周 15秒前後）

場周アプローチ

5. 場周アプローチ

ランディング 3

6. 安全な指定地ランディング（半径 20m 以内）

速度コントロール 2

7. 最小沈下速度での飛行
8. 最良滑空速度での飛行
9. アクセルの使用

ピッチングとローリング

10. ピッチング（前後 15度程度）
11. ローリング（左右 30度程度）

緊急時の操作

12. リアライザーでの緩旋回
13. 両翼端折り（ビッグイヤー）と回復

〈学科科目〉

心身の準備 2

1. 飛行と心理
2. 飛行と体

ポーラーカーブ

3. ポーラーカーブ

翼変形と回復

4. 潰れの種類と回復操作

パラグライダーが利用できる上昇風

5. リッジリフト
6. 山際でのウインドグラジェント
7. サーマル
8. アーベントテルミック（イブニングサーマル）

大気安定度 1

9. 逆転層

危険なコンディション 1

10. 積乱雲
11. 寒冷前線
12. 突然の強風

パラグライダーとハングライダーの特性

13. 飛行特性の違い

備考

1. この PG-NP 技能証課程は、PG-B 級技能証の所有者が練習空域において、単独で操縦練習を行う為に必要な最小限の練習科目を示す。
（使用機体は、現在一般に使用されているパラグライダーの形式を基準とする）
2. 習得すべき操縦の精度は、次のとおりとする。
 - a) ピッチング方向の姿勢を、確実に安定させる事が出来ること。
 - b) 旋回中のバンクを、確実に安定させる事が出来ること。
 - c) 直線飛行方向の保持及び旋回停止方向の誤差は、±10度以内に保つこと。
3. 指定地着陸は、場周アプローチ（左場周と右場周）がいずれも確実に実施出来ること。
4. 練習飛行を行う場合の気象状況は、次のとおりとする。

- a) 雲高：雲底高度は、離陸高度より 150m以上高いこと。飛行中、雲に入る恐れが無いこと。
 - b) 視程：水平視程は、2 km 以上あること。
 - c) 風向：出発方向から左右各 30 度以内の範囲とする。
 - d) 風速：平均 6m/s 以内とする。瞬間最大は 8m/s 以内とする。 風向の振れがある場合は、状況によりその限度を下げるものとする。
5. 機材は、自らの責任で管理し、自らの判断で安全性が確認出来るようにならなければならない。
 6. 飛行は、すべて自らの責任と判断で出来る様にならなければならない。
 7. 飛行区域が航空法に定める規程に触れる場合は、予め手続きをすること。

P-1-3-4 PG-NP 技能証学科検定試験規則

- 1) PG-NP 技能証学科検定試験は、PG-教員技能証を有する者が随時行う。
- 2) PG-NP 技能証学科検定試験は JHF から提供された試験問題を使用し、PG 教員の監督の下に行わなければならない
- 3) 学科検定試験を行った PG 教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率 70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った PG 教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った PG 教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

P-1-3-5 PG-NP 技能証実技検定試験規則

- 1) PG-NP 技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、PG 教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した PG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

P-1-4 PG-P 技能証(パラグライディングパイロット技能証)

P-1-4-1 PG-P 技能証の効力

PG-P 技能証を有する者は、指定された空域においてパラグライダーによる競技飛行、記録飛行、検定飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、PG 教員又は PG 助教員の依頼を受けた場合は、その指定された PG-A 級技能証、PG-B 級技能証、PG-NP 技能証を有する者の飛行を監督することが出来る。

P-1-4-1 PG-P 技能証の申請資格

PG-P 技能証は、次に定める年齢、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に 16 歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) PG-NP 技能証を有すること。
- 4) PG の操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、PG-P 技能証課程を修了すること。
- 5) PG-P 技能証学科検定に合格すること。
- 6) PG-P 技能証実技検定に合格すること。
- 7) パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 18 歳未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 8) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

P-1-4-3 PG-P 技能証課程と検定試験科目

1. PG-P 技能証の実技と学科

実技科目 15 科目

実技検定科目： 6 科目(1. 2. 3. 11. 13. 14) + フライトプラン

学科科目 10 科目

学科検定試験 JHF 学科試験問題

実技練習

PG-NP 技能証取得後の合計飛行時間 30 時間以上。

3ヶ所以上のフライトエリアの飛行経験。

PG-P 技能証実技習得科目の履修

習得判断基準

実技習得科目の講習を受け、単独で各科目を 3 回以上成功した場合その科目を習得したものと
する。

実技検定試験

合格基準 フライト検定を行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。

学科検定試験

- ・ JHF 出題の学科検定試験問題に合格すること
合格判定基準 正解率 70%以上
- ・ 試験の実施は PG 教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと

〈実技科目〉

360 度連続旋回 2

1. フィギュアエイト※
2. 深いバンクでの 360 度連続旋回 (1 周 10 秒程度)

サーマルソアリング

3. サーマルに入る
 4. センタリング
 5. 旋回方向と旋回の中心
 6. サーマルの発生源とトリガー
 7. サーマルの立体像
 8. 風上修正
 9. ウィンドシアー（鉛直方向）
 10. バリオメーター
- ランディング4
11. 指定地ランディング（半径 10m 以内）
 12. 風が強くなった場合のアプローチ
- 潰れからの回復
13. 片翼潰しからの回復
- 緊急降下手段1
14. 両翼端折りでの飛行（フルアクセルで降下、ローリング）
- ホームエリア以外でのフライト
15. ホームエリア以外でのフライト

〈学科科目〉

天気図の基礎

1. 天気図の見方
2. 風の予想

危険なコンディション2

3. 不安定な大気
4. 強風を示す雲

危険回避

5. 翼変形からの回復
6. 緊急降下手段

競技会

7. 大会の種類など
8. 競技種目

クロスカントリー飛行

9. クロスカントリー飛行とは

危機管理

10. 的確な状況判断

備考

1. この PG-P 技能証課程は、PG-NP 技能証の所有者が練習空域において、単独で操縦練習を行う為に必要な最小限の練習科目を示す。
（使用機体は、現在一般に使用されているパラグライダーの形式を基準とする）
2. 習得すべき操縦の精度は、次のとおりとする。
 - a) ピッチング方向の姿勢を、確実に安定させる事が出来ること。
 - b) 旋回中のバンクを、確実に安定させる事が出来ること。
 - c) 直線飛行方向の保持及び旋回停止方向の誤差は、±10 度以内に保つこと。
3. 指定地着陸は、場周アプローチでもオーバーヘッド・アプローチでも左場周と右場周がいずれも確実に実施出来ること。（これは、野外飛行で安全な着陸を行う条件である）
4. 練習飛行を行う場合の気象状況は、次のとおりとする。
 - a) 雲高：雲底高度は、離陸高度より 150m 以上高いこと。飛行中、雲に入る恐れが無いこと。
 - b) 視程：水平視程は、2 km 以上あること。
 - c) 風向：出発方向から左右各 30 度以内の範囲とする。
 - d) 風速：平均 6m/s 以内とする。瞬間最大は 8m/s 以内とする。風向の振れがある場合は、状況によりその限度を下げるものとする。

5. 機材は、自らの責任で管理し、自らの判断で安全性が確認出来るようにならなければならない。
6. 飛行は、すべて自らの責任と判断で出来る様にならなければならない。
7. 飛行区域が航空法に定める規程に触れる場合は、予め手続きをすること。

P-1-4-4 PG-P 技能証学科検定試験規則

- 1) PG-P 技能証学科検定試験は、PG-教員技能証を有する者が随時行う。
- 2) PG-P 技能証学科検定試験は JHF から提供された試験問題を使用し、PG 教員の監督の下に行わなければならない
- 3) 学科検定試験を行った PG 教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率 70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った PG 教員は学科検定試験終了後、間違っ理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った PG 教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

P-1-4-5 PG-P 技能証実技検定試験規則

- 1) PG-P 技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、PG 教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した PG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

P-1-5 PG-補助動力技能証(パラグライディング補助動力技能証)

P-1-5-1 PG-補助動力技能証の効力

PG-補助動力技能証を有する者は、管理された空域において、PG-補助動力飛行による高度獲得後、動力停止による競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、PG-補助動力技能証を有するPG教員又はPG助教員の依頼を受けた場合は、その指定されたPG-P技能証を有する者が行うPG-補助動力技能証課程の練習飛行を監督することが出来る。

P-1-5-2 PG-補助動力技能証の申請資格

PG-補助動力技能証は、次に定める年齢、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に16歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) PG-P技能証を有すること。
- 4) 補助動力PGの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、PG-補助動力技能証課程を修了すること。
- 5) PG-補助動力技能証学科検定試験に合格すること。
- 6) PG-補助動力技能証実技検定試験に合格すること。
- 7) 補助動力パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 18歳未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは3)から8)の項目に該当しなくても理事会の承認があれば申請出来る。

P-1-5-3 PG-補助動力技能証課程と検定試験科目

1. PG-補助動力技能証の実技と学科

実技科目	19科目
実技検定	平地から補助動力による離陸、上昇、旋回 6科目(5.6.7.11.16.19)+フライトプラン
学科科目	7科目
学科試験	JHF 学科試験問題

2. PG-補助動力技能証練習の注意点

実技練習

PG-P技能証取得後、補助動力(動力付きプロペラ)による離陸、上昇、旋回での高度獲得を30回以上(獲得高度150m以上)

PG-補助動力技能証実技習得科目の習得。

PG-P技能証取得後の合計飛行時間、累計飛行時間飛行回数は特に限定しない。

習得判断基準

実技講習を受け、単独で各科目を3回以上成功した場合その科目を習得したものとみなす

実技検定試験

合格基準 3回のフライト検定を行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。

学科検定試験

- ・ JHF 出題の学科検定試験問題に合格すること

合格判定基準 正解率70%以上

- ・ 試験の実施はPG教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと

実技科目

1. 飛行準備(機体、装備品、動力装置、燃料、その他の準備と安全確保)
2. エンジンの始動・停止(消火器、プロペラ回転、プロペラ後流、消音装置)
3. エンジンのスロットル操作(始動、全開、巡航、アイドル)

4. 周囲警戒（空中及び地上の安全性確認及び他機警戒）
5. 出発及び助走（周囲警戒、気象判断、出発決心）
6. 離陸及び初期上昇（速度、姿勢及びコースの保持）
7. 上昇直線飛行（速度、上昇率、針路、コースの一定保持）
8. 上昇 90 度旋回（左旋回、右旋回）
9. 上昇 180 度旋回（左旋回、右旋回、速度、上昇率、一定バンクの保持）
10. 上昇 180 度旋回（左右交互に連続 3 回）
11. 上昇 360 度連続旋回（左右、各連続 3 回、速度、上昇率、バンク保持）
12. 水平直線飛行（速度、高度、針路、コースの一定保持）
13. 水平旋回飛行（左右、90 度、180 度、360 度、連続旋回、バンク・高度保持）
14. 降下直線飛行（高度、針路、コースの一定保持）
15. 降下旋回飛行（左右、90 度、180 度、360 度、連続旋回、バンク保持）
16. 動力停止での指定地着陸、半径 10m 以内の着陸
17. 危険回避のための補助動力使用
18. 機体の収納及び運搬
19. 機体、補助動力装置及び装備品の点検・調整
（キャブレター調整、エアークリーナー点検、マフラー点検、ネジの緩み点検他）

学科科目

1. 動力の種類
2. キャブレターの種類と調整
3. 空気密度とエンジン出力
4. プロペラ
5. 日常点検
6. 航空法
7. マナー

6. 備考

1. この補助動力課程は、PG-P 技能証所有者が操縦練習を行うために必要最小限の練習科目を示す。
2. 使用する機材は、JHSC（日本ハンググライダー安全性委員会）に登録されていることが望ましい。
3. 機材の使用法及び操作方法については、その取扱書の指示に従うこと。
特に、燃料の補給、エンジンの始動・操作・停止、離陸・着陸・不時着陸、飛行中の緊急事態の発生、等の場合における火災予防・消火行動の対応能力は、きわめて大切である。
4. 習得すべき操縦の精度は、次のとおりとする。
 - a) 補助動力使用時の前後の姿勢は、確実に安定させる事が出来る。
 - b) 補助動力使用時の旋回中のバンクは、確実に安定させ、一定に保持する事が出来ること。
 - c) 補助動力使用時の直線飛行の保持及び旋回停止方向の誤差は、±10 度以内に保つこと。
5. 練習飛行を行う場合の気象状況は、次のとおりとする。
 - a) 雲高：雲低高度は、離陸高度より 150m 以上高いこと。飛行中、雲に入る恐れがないこと。
 - b) 視程：水平視程は、2 km 以上あること。
 - c) 風向：出発方向から左右各 30 度以内の範囲とする。
 - d) 風速：平均 4m/s 以内とする。瞬間最大は 6m/s 以内とする。
風向の振れがある場合は、状況によりその限度を下げるものとする。
6. 機体、機材は、自らの責任で管理し、自らの判断で安全性が確認出来ること。
7. 飛行は、すべて自らの責任で判断出来ること。

P-1-5-4 PG-補助動力技能証学科検定試験規則

- 1) PG-補助動力技能証学科検定試験は、PG-補助動力技能証を有する PG 教員が随時行う。
- 2) PG-補助動力技能証学科検定試験は JHF から提供された試験問題を使用し、PG 教員の監督の下に行わなければならない
- 3) 検定試験を行った PG 教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない

- い。正解率 70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った PG 教員は学科検定試験終了後、間違っただ理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
 - 5) 学科検定試験を行った PG 教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

P-1-5-5 PG-補助動力技能証実技検定試験規則

- 1) PG-補助動力技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、PG-補助動力技能証を有する PG 教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した PG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

P-1-6 PG-XC 技能証(パラグライディングクロスカントリー技能証)

P-1-6-1 PG-XC 技能証の効力

PG-XC 技能証を有する者は、航空法などあらゆる関連法規を遵守し、クロスカントリーフライトによる競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、PG-XC 技能証を有する PG 教員又は PG 助教員の依頼を受けた場合は、その指定された PG-P 技能証を有する者が行う PG-XC 技能証課程の練習飛行を監督することが出来る。

P-1-6-2 PG-XC 技能証の申請資格

PG-XC 技能証は、次に定める年齢、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に 18 歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) PG-P 技能証を有すること。
- 4) PG の操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、PG-XC 技能証課程を修了すること。
- 5) PG-XC 技能証学科試験に合格すること。
- 6) PG-XC 技能証実技試験に合格すること。
- 7) パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 8) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

P-1-6-3 PG-XC 技能証課程と検定試験科目

1. クロスカントリー技能証の実技と学科

実技科目 9 科目

実技検定科目 飛行計画書に基づく 10km 以上のクロスカントリー飛行 3 本
(実技科目 7 のフライトを含む)

学科科目 14 科目

学科検定試験 JHF 学科試験問題

2. クロスカントリー技能証練習の注意点

実技練習

PG-P 技能証取得後、サーマルによる累計獲得高度 10,000m 以上。

(1 フライトに 1 記録のみ有効とする)

クロスカントリー技能証実技習得科目の習得。

PG-P 技能証取得後の合計飛行時間、累計飛行時間飛行回数は特に限定しない。

習得判断基準

実技講習を受け、単独で各科目を 3 回以上(6 は 5 回以上)成功した場合その科目を習得したものと
する

実技検定試験

合格基準 3 回のフライト検定(飛行計画書に基づく 10km 以上のクロスカントリー飛行)を
行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。(7 の練習フライトを含む)

学科検定試験

- ・ JHF 出題の学科検定試験問題に合格すること
合格判定基準 正解率 70% 以上
- ・ 試験の実施は PG 教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと

〈実技科目〉

ランディング 5

1. 指定地ランディング(半径 5m 以内)

- 2. メインランディング場以外へのランディング
- 3. 傾斜地へのランディング
- ローリング (45 度)
- 4. ローリング (45 度)
- 緊急降下手段 2
- 5. スパイラル
- 6. B ストール
- クロスカントリー練習飛行
- 7. 飛行コースの下見
- 8. 往復 6km 以上のアウト&リターン (サーマルによる)
- 9. 10km 以上のクロスカントリー練習 (サーマルによる)
- 〈学科科目〉
- フライト準備 2
- 1. 機体
- 2. 装備
- 3. 携行品
- 飛行計画と報告
- 4. 飛行計画
- 5. 飛行計画書の作成
- 6. 飛行報告
- 7. 土地所有者への連絡
- クロスカントリー飛行に必要な手続き
- 8. 法律の知識
- 大気の安定度 2
- 9. エマグラム
- 気象情報の利用
- 10. 高層天気図
- 11. 情報入手と判断
- 飛行情報の入手と判断
- 12. ノータム等
- 13. コース調査
- 安全なクロスカントリー
- 14. クロスカントリーパイロットの心得

P-1-6-4 PG-XC 技能証学科検定試験規則

- 1) PG-XC 技能証学科検定試験は、PG-XC 技能証を有する PG 教員が随時行う。
- 2) PG-XC 技能証学科検定試験は JHF から提供された試験問題を使用し、PG 教員の監督の下に行わなければならない
- 3) 検定試験を行った PG 教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。
正解率 70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った PG 教員は学科検定試験終了後、間違っ理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った PG 教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

P-1-6-5 PG-XC 技能証実技検定試験規則

- 1) PG-XC 技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、PG-XC 技能証を有する PG 教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した PG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速かに行わなければならない。

P-1-7 PG-T 技能証(パラグライディングタンデム技能証)

P-1-7-1 PG-T 技能証の効力

PG-T 技能証を有する者は、管理された空域において、同居親族または PG-P 技能証あるいは HG-P 技能証を有する者の同乗者と共にタンデムパラグライダーによる競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、PG-T 技能証または PG-上級 T 技能証を有する PG 教員又は PG 助教員の依頼を受けた場合は、その管理下において指定された JHF フライヤー登録証を有する者が行う PG-技能証課程の練習をタンデムで行う場合、同乗、指導することが出来る。その場合、PG-上級 T 技能証を有する PG 教員又は PG 助教員は、依頼する PG-T 技能証を有するパイロットを、PG-上級 T 技能証練習生として JHF に事前登録しなければならない。

P-1-7-2 PG-T 技能証の申請資格

PG-T 技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に 18 歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) PG-P 技能証を有すること。
- 4) PG の操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、PG-T 技能証課程を修了すること。
- 5) PG-T 技能証学科検定試験に合格すること。
- 6) PG-T 技能証実技検定試験に合格すること。
- 7) パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 7) の項目に該当しなくても理事会の承認があれば申請出来る。

P-1-7-3 PG-T 技能証課程と検定試験科目

1. PG-T 技能証の実技と学科

実技科目	23 科目
実技検定	PG-T 技能証または PG-上級 T 技能証を有する PG 教員をパッセンジャーとした安全な高高度タンデムフライト
実技検定科目	10 科目 (実技科目に○印のついているもの)
学科科目	10 科目
学科試験	JHF 学科試験問題

2. PG-T 技能証練習の注意点

実技練習

- PG-P 技能証取得後、1 年以上経過していること。
- PG-P 技能証取得後、合計飛行回数 100 回以上の経験。
- PG-P 技能証取得後の合計飛行時間は特に限定しない。
- PG-T 技能証または PG-上級 T 技能証を有する PG 教員、PG 助教員をパイロットとする飛行 3 回以上。
- PG-T 技能証または PG-上級 T 技能証を有する PG 教員、PG 助教員を同乗者とする飛行 3 回以上。
- PG-T 技能証または PG-上級 T 技能証を有する者を同乗者とする飛行 10 回以上。
- PG-T 技能証実技習得科目の習得

習得判断基準

実技習得科目の講習を受け、単独で各科目を 3 回以上成功した場合その科目を習得したものとする。

実技検定試験

合格基準 フライト検定を行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。
不合格の場合は一ヶ月以上の再練習期間を設け再検定を行う。

学科検定試験

- ・ JHF 出題の学科検定試験問題に合格すること
合格判定基準 正解率 80%以上
- ・ 試験の実施は PG-T 技能証または PG-上級 T
技能証を有する PG 教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと。

実技科目（○は実技検定科目）

フライトの準備

1. 機体・装備等の準備
2. 装備重量の確認
- 3. 同乗者への事前講習
- 4. 保険制度等の説明と同乗者の理解度確認
- 5. 同乗者の同意の確認

フライトプラン

- 6. 予測される飛行条件
- 7. 同乗者へのフライトプランの説明
- 8. 予測されるトラブルへの事前措置

同乗者の管理

9. 心身の状態の把握と管理
- 10. 行動手順の説明と理解の確認

安全な離陸

11. 装備状況の最終確認
12. 向かい風でのテイクオフ
- 13. 離陸のタイミング
14. 離陸中止の判断と同乗者への指示

タンデム機でのフライト技術

15. トリムの使用
16. ビッグイヤー
17. ピッチング前後 15 度
18. ローリング左右 30 度

安全な着陸

19. 適切な高度処理、直線アプローチ
20. 場周アプローチ

- 21. 直線飛行 5 秒以上のファイナルアプローチ
- 22. 同乗者に負担をかけない着陸
- 23. ターゲット半径 30m 以内への着地

トラブルの予測と対処

- 24. 緊急時の補助要員の準備

健康状態の把握と管理

- 25. パイロット自身の健康状態の把握と管理

〈学科科目〉

装備・機材の理解

- 1. 搭載重量と翼面荷重
- 2. 翼面荷重が飛行に及ぼす影響
- 3. 機体の運用限界
- 4. パイロットハーネス（タンデム専用のものを使用）
- 5. スプレッドバー（パイロットの視界が確保できるもの）
- 6. 緊急パラシュート

保険制度の理解と確認

- 7. 保険制度の知識

フライトプラン

- 8. トラブルの原因と対策

緊急時の対応

- 9. 飛行中の注意点と緊急時の対処

関連制度の把握

- 10. 障害保険と賠償責任保険の理解

P-1-7-4 PG-T 技能証学科検定試験

- 1) PG-T 技能証学科検定試験は、PG-T 技能証または PG-上級 T 技能証を有する PG 教員が随時行う。
- 2) PG-T 技能証学科検定試験は JHF から提供された試験問題を使用し、PG 教員の監督の下に行わなければならない
- 3) 検定試験を行った PG 教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率 80%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った PG 教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った PG 教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

P-1-7-5 PG-T 技能証実技検定試験

- 1) PG-T 技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、PG-T 技能証または PG-上級 T 技能証を有する PG 教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した PG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

P-1-8 PG-上級 T 技能証(パラグライディング上級タンデム技能証)

P-1-8-1 PG-上級 T 技能証の効力

PG-上級 T 技能証を有する者は、発効日から 3 年間に限り、管理された空域において、同乗者と共にタンデムパラグライダーによる競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、PG-上級 T 技能証を有する PG 教員又は PG 助教員の依頼を受けた場合は、その指定された PG-T 技能証を有する者が行う PG-上級 T 技能証課程の練習飛行を監督することが出来る。

P-1-8-2 PG-上級 T 技能証の申請資格

PG-上級 T 技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に 18 歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) PG-T 技能証を有すること。
- 4) PG の操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、PG-上級 T 技能証課程を修了すること。
- 5) PG-上級 T 技能証学科検定試験に合格すること。
- 6) PG-上級 T 技能証実技検定試験に合格すること。
- 7) パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 7) の項目に該当しなくても理事会の承認があれば申請出来る。
- 9) JHF が必要と認めた場合、指定した様式で健康診断書を提出すること。

P-1-8-3 PG-上級 T 技能証課程と検定試験科目

1. PG-上級 T 技能証の実技と学科

実技科目	37 科目
実技検定	PG-T 技能証を有する者をパッセンジャーとして、高度差 150m 以上または滞空時間 2 分以上の飛行を行い、PG-上級 T 技能証を有する教員が検定を行う。PG-上級 T 技能証を有する教員が細則に定める検定試験を実施する人数に不足する場合には、PG-T 技能証を有する教員検定員が同検定試験を行うことができる。
実技検定科目	タンデム 10 科目 (実技科目に◎印のついているもの) ソロフライト 5 科目 (実技科目に○がついているもの)
学科科目	15 科目
学科試験	JHF 学科試験問題

2. PG-上級 T 技能証練習の注意点

実技練習

PG-T 技能証取得後、パイロットとして、高度差 150m以上または滞空時間 2 分以上のタンデムフライトを合計飛行回 50 回以上経験する。(PG-上級 T 練習飛行を含む)

タンデム同乗者としての経験は特に必要としない。

PG-T 技能証取得後の合計飛行時間は特に限定しない。

PG-上級 T 技能証実技習得科目の習得

習得判断基準

実技習得科目の講習を受け、単独で各科目を 3 回以上成功した場合その科目を習得したものとする。

実技検定試験

合格基準 フライト検定を行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。不合格の場合は上級タンデム技能証を有する PG 教員の推薦(自薦は不可)を受けた上で再検定を行う。ただし、PG-上級 T 技能証を有する教員が細則に定める検定試験を実施する人数に不足する場合には、PG-T 技能証を有する教員検定員が同推薦を行うことができる。

学科検定試験

- ・ JHF 出題の学科検定試験問題に合格すること

合格判定基準 正解率 80%以上

- ・ 試験の実施は PG-上級 T 技能証を有する PG 教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと

〈実技科目〉 (○はソロ実技検定科目 ◎はタンデム実技検定科目)

フライトの準備

- ◎1. 機体・装備等の準備 (セルフチェック・クロスチェック。パッセンジャーを含む)
2. 装備重量の確認
3. 同乗者への事前講習 (ビデオ確認、口頭シミュレーション、フライトプランの説明)
4. 保険制度等の説明と同乗者の理解度確認
5. 同乗者の同意の確認 (申込時の署名、及び飛行直前の口頭での同意確認)

フライトプラン

6. 予測される飛行条件
7. 同乗者へのフライトプランの説明
8. 予測されるトラブルへの事前措置

同乗者の管理

9. 心身の状態の把握と管理
10. 行動手順の説明と理解の確認

安全な離陸

- ◎11. 装備の最終確認
- ◎12. フロントライズアップ (検定時、風速 4m/s 未満はフロントライズアップ)
- ◎13. リバースライズアップ (検定時、風速 4m/s 以上ならばリバースも可)

- ◎○14. 離陸のタイミング
- 15. 離陸中止の判断と同乗者への指示
- 16. 頭上にある翼の滑空停止

ソロ機での飛行技術の確認

- 17. 片翼潰し
- 18. ローリング左右 45 度
- 19. 連続 2 回の 360 度旋回 (20 秒以内)
- 20. スパイラル降下

タンデム機での飛行技術の確認

- 21. トリムの使用
- 22. ビッグイヤー
- 23. ピッチング前後 30 度
- ◎24. ローリング左右 45 度
- ◎25. 連続 2 回の 360 度旋回 (20 秒以内)

安全な着陸

- 26. 8 の字高度処理アプローチ
- 27. クロスウインドアプローチ
- 28. 場周アプローチ
- ◎29. 直線飛行 5 秒以上のファイナルアプローチ
- 30. 足のみでの着地
- ◎31. 同乗者に負担をかけない着陸
- ◎○32. ターゲット半径 15m 以内への着地

トラブルの予測と対処

- 33. フライトエリアの山沈回収機材の準備状況把握
- 34. 事故発生時の対応マニュアル
- 35. 緊急時の対策

健康状態の把握と管理

- 36. 申込用紙にてパッセンジャーの病歴・薬の服用確認
- 37. パイロット自身の健康状態の把握と管理

〈学科科目〉

装備・機材の理解

- 1. 機体の使用限界 (耐用年数)
- 2. パイロットハーネスの規定
- 3. カラビナの使用限界
- 4. スプレッドバーの規定
- 5. パッセンジャーのハーネスとヘルメット
- 6. タンデム用のレスキューパラシュート

同乗者の管理

- 7. 申込用紙での必要事項の確認と同意書の署名
- 8. 病歴及び薬の服用の確認
- 9. 事前説明。ビデオの活用

10. 口頭でのシミュレーション
11. フライトプランの説明
12. フライト直前における、同乗者への口頭での同意確認

保険制度の理解と確認

13. 施設賠償責任保険の理解、加入の確認
14. パイロットの事業用保険の理解、加入確認
15. パッセンジャーの傷害保険の理解、加入確認

P-1-8-4 PG-上級 T 技能証学科検定試験

- 1) PG-上級 T 技能証学科検定試験は、PG-上級 T 技能証を有する PG 教員が随時行う。ただし、PG-上級 T 技能証を有する教員が細則に定める検定試験を実施する人数に不足する 1 名もいない場合には、PG-T 技能証を有する教員検定員が同検定試験を行うことができる。
- 2) PG-上級 T 技能証学科検定試験は JHF から提供された試験問題を使用し、PG-上級 T 技能証を有する PG 教員の監督の下に行わなければならない。ただし、PG-上級 T 技能証を有する教員が細則に定める検定試験を実施する人数に不足する場合には、PG-T 技能証を有する教員検定員が同検定試験を行うことができる。
- 3) 学科検定試験を行った PG 教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率 80%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った PG 教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った PG 教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

P-1-8-5 PG-上級 T 技能証実技検定試験

- 1) PG-上級 T 技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、PG-上級 T 技能証を有する PG 教員が随時行う。ただし、PG-上級 T 技能証を有する教員が細則に定める検定試験を実施する人数に不足する場合には、PG-T 技能証を有する教員検定員が同検定試験を行うことができる。
- 2) 実技検定試験を実施した PG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

P-1-9 PG-助教員技能証(パラグライディング助教員技能証)

P-1-9-1 PG-助教員技能証の効力

- PG-助教員技能証を有する者は、発効日から 3 年間に限り PG-教員技能証を有する者の監督の下に、次の各項に定める事項を行う事が出来る。
- 1) PG-A 級技能証課程、PG-B 級技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
 - 2) PG-NP 技能証課程、PG-P 技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
 - 3) PG-P 技能証を有する者を、PG-A 級技能証課程、PG-B 級技能証課程、PG-NP 技能証課程、PG-P 技能証課程にあるものの実技教育の助手として使用すること。
 - 4) PG-P 技能証を有する者に、指定した PG-A 級技能証、PG-B 級技能証、PG-NP 技能証を有する者の飛行の監督を依頼すること。

- 5) PG-A 級技能証課程、PG-B 級技能証課程、 PG-NP 技能証課程、PG-P 技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

P-1-9-2 PG-助教員技能証の申請資格

PG-助教員技能証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日迄に 18 歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) PG-P 技能証を有すること。
- 4) PG-P 技能証を取得後 1 年以上経過し、かつ PG 教員の教育の助手として 30 日以上の PG 教育実務経験を有すること。この実務経験は PG 教員により証明された指導経歴書によって確認する。
- 5) PG-助教員技能証課程を修了していること。
- 6) 正会員(都道府県連盟)の推薦を受けること。
- 7) JHF が公認し、PG 助教員検定員が実施する、正会員(都道府県連盟)主催の PG-助教員学科検定、実技検定に合格すること。正会員(都道府県連盟)の承認があれば他の正会員(都道府県連盟)の主催する検定を受けることが出来る。
- 8) 有効な、消防署が行う普通救急救命講習会以上の受講証明、又は日本赤十字社が行う救急法基礎講座以上の受講証明、又はこれらと同等であると理事会が認める救急講習の受講証明を有すること。医師、看護師(准看護師を含む)、及び消防士は上記講習の受講証明を免除する。

P-1-9-3 PG-助教員技能証課程と検定試験科目

1. 目 標 : PG-助教員技能証の習得

PG 教員の監督下でのパラグライダー操縦の教育を行う技能を習得する。

2. 練習生 : PG-P 技能証を有する者

3. 練習 : PG 教員の監督下で教育の助手として PG-P 技能証を取得後 1 年以上経過した者で、かつ 30 日以上の PG 教育実務経験を有すること。
この実務経験は PG 教員によって証明された指導経歴書によって確認する。

4. 科目数 : 実技科目 17 科目 学科科目 2 科目

5. 実技科目表

1. 各技能証課程での飛行準備(機体、装備品、その他の用意と安全性確認)の指導
2. 各技能証課程でのフライトプラン(各練習科目)の指導
3. 各技能証課程でのテイクオフ(周囲警戒、気象判断、出発決心)の指導
4. 各技能証課程でのランディングアプローチ(ランディング地帯への進入判断、地上の障害物・人など)の指導
5. クロスウインドでのランディングの模範演技と指導
6. 指定地ランディング(半径 10m 以内へのランディング)の模範演技と指導
7. 360 度旋回(深いバンク)の模範演技と指導
8. 360 度旋回(最小沈下・浅いバンク)の模範演技と指導
9. 180 度サイドアプローチの模範演技と指導
10. 場周アプローチの模範演技と指導
11. 降下手段一両翼端折りによる降下の模範演技と指導
12. 片翼潰しでの飛行(全翼の 30%程度)の模範演技と指導
13. ピッチング、ローリングの模範演技と指導
14. ソアリング(リッジ及びサーマルによる飛行)の模範演技と指導
15. 各技能証課程での機材の点検・調整の指導
16. 各技能証課程での機材の保守・修理の指導
17. 各技能証過程での JHF テキストに基づいた学科科目講習
18. PG-助教員技能証総合科目 6. 10. 11. 12. 13. 14. 17

習得判断基準

練習生に解りやすく、安全に指導ができ、安全が確保された飛行模範演技を行えること

6. 学科科目表

1. 各技能証課程の学科科目を JHF のテキストに準じて講習を行う
2. 障害保険、賠償責任保険の理解

7. PG-助教員技能証検定試験

1. 実技検定試験 9科目 (1. 2. 3. 6. 10. 11. 12. 13. 17)
合格基準 試験科目を実演し高度な安全性を確保された模範演技飛行が出来る

2 学科検定試験

- ・ 正会員(都道府県連盟)が主催し、PG 助教員検定員が監督を行う PG-助教員学科検定試験に合格し PG-助教員学科認定証を得ること
- ・ 合格判定基準 正解率 70%以上

P-1-9-4 PG-助教員技能証学科検定試験規則

- 1) PG-助教員技能証学科検定試験は、正会員(都道府県連盟)により開催の 60 日前迄に JHF に申請し、受理されなければならない。
- 2) PG-助教員技能証学科検定試験は、JHF から提供された試験問題を使用し、PG-助教員検定員を有する PG 教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) 学科検定試験を行った PG 教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。
正解率 70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った PG 教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない
- 5) 学科検定試験を行った PG 教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

P-1-9-5 PG-助教員技能証実技検定試験規則

- 1) PG-助教員技能証実技検定試験は、正会員(都道府県連盟)により開催の 60 日前迄に JHF に申請し、受理されなければならない。
- 2) 実技検定試験を実施した PG 教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、正会員(都道府県連盟)の推薦を受けた後、技能証の申請を速に行わなければならない。

P-1-10 PG-教員技能証(パラグライディング教員技能証)

P-1-10-1 PG-教員技能証の効力

PG-教員技能証を有する者は、発効日から 3 年間に限り次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) PG-A 級技能証課程、PG-B 級技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) PG-NP 技能証課程、PG-P 技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 3) PG-P 技能証を有する者を、PG-A 級技能証課程、PG-B 級技能証課程、PG-NP 技能証課程、PG-P 技能証課程にあるものの実技教育の助手として使用すること。
- 4) PG-P 技能証を有する者に、指定した PG-A 級技能証、PG-B 級技能証、 PG-NP 技能証を有する者の飛行の監督を依頼すること。
- 5) PG-A 級技能証課程、PG-B 級技能証課程、 PG-NP 技能証課程、PG-P 技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 6) PG-助教員技能証を有する者が行う PG-技能証課程の実技教育、学科教育の監督を行うこと。
- 7) PG-A 級技能証及び PG-B 級技能証の学科検定試験、実技検定試験を行い、その合否を判定し証明すること。

- 8) PG-NP 技能証検定試験、PG-P 技能証検定試験の学科検定、実技検定試験を行い、その合否を判定し証明すること。

P-1-10-2 PG-教員技能証の申請資格

PG-教員技能証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日迄に 20 歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) PG-助教員技能証を有すること。
- 4) PG-助教員技能証を取得後 1 年以上経過し、かつ 30 日以上の PG 教育実務経験を有すること。この実務経験は PG 教員によって証明された指導経歴書によって確認する。
- 5) PG-教員技能証課程を修了していること。
- 6) 正会員(都道府県連盟)の推薦を受けること。
- 7) JHF が公認し、PG 教員検定員が実施する、実技検定、学科検定、教習実技検定に合格すること。
- 8) 有効な、消防署が行う普通救急救命講習会以上の受講証明、又は日本赤十字社が行う救急法基礎講座以上の受講証明、又はこれらと同等であると理事会が認める救急講習の受講証明を有すること。医師、看護師(准看護師を含む)、及び消防士は上記講習の受講証明を免除する。

P-1-10-3 PG-教員技能証課程と検定試験科目

1. 目 標 : PG-教員技能証の習得

パラグライダー操縦の教育を行う技能を習得する。

2. 練習生 : PG 助教員

3. 練習 : PG-助教員技能証を取得後 1 年以上経過し、かつ 30 日以上の PG 教育実務経験を有すること。
この実務経験は PG 教員により証明された指導経歴書によって確認する。

4. 科目数 : 実技科目 17 科目 学科科目 2 科目

5. 実技科目表

1. 各技能証課程での飛行準備(機体、装備品、その他の用意と安全性確認)の指導
2. 各技能証課程でのフライトプラン(各練習科目)の指導
3. 各技能証課程でのテイクオフ(周囲警戒、気象判断、出発決心)の指導
4. 各技能証課程でのランディングアプローチ(ランディング地帯への進入判断、地上の障害物・人など)の指導
5. クロスウインドでのランディングの模範演技と指導
6. 指定地ランディング(半径 10m 以内へのランディング)の模範演技と指導
7. 360 度旋回(深いバンク)の模範演技と指導
8. 360 度旋回(最小沈下・浅いバンク)の模範演技と指導
9. 180 度サイドアプローチの模範演技と指導
10. 場周アプローチの模範演技と指導
11. 降下手段一両翼端折りによる降下の模範演技と指導
12. 片翼潰しでの飛行(全翼の 30%程度)の模範演技と指導
13. ピッチング、ローリングの模範演技と指導
14. ソアリング(リッジ及びサーマルによる飛行)の模範演技と指導
15. 各技能証課程での機材の点検・調整の指導
16. 各技能証課程での機材の保守・修理の指導
17. 各技能証課程での JHF テキストに基づいた学科科目講習
18. PG-教員技能証総合科目 6. 8. 10. 11. 12. 13. 17

習得判断基準

練習生に解りやすく、安全に指導ができ、安全が確保された飛行模範演技を行えること

6. 学科科目表

1. JHF テキスト内容全部

2. 障害保険、賠償責任保険、の理解
7. PG-教員技能証検定試験
 1. 実技検定試験 9科目 (1. 2. 3. 6. 10. 11. 12. 13. 17)
 - 合格基準 試験科目を実演し高度な安全性を確保された模範演技飛行が出来る
 - 2 学科検定試験
 - ・ JHF が主催し、PG 教員検定員が監督する PG-教員学科検定試験に合格し PG-助教員学科認定証を得ること
 - ・ 合格判定基準 正解率 70%以上
 3. 教習実技検定試験
 - ・ JHF が主催し、PG 教員検定員が監督する PG-教員教習実技検定試験に合格し PG-教員教習実技認定証を得ること
 - ・ 合格判定基準 正解率 70%以上

P-1-10-4 PG-教員技能証学科検定試験規則

- 1) PG-教員技能証学科検定試験は、JHF 教習検定委員会が開催の 60 日前迄に JHF 理事会に申請し、受理されなければならない。
- 2) PG-教員技能証学科検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定試験科目」に基づき、PG-教員検定員証を有する PG 教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) PG-教員技能証学科試験を実施、監督した PG-教員検定員は学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し JHF と受験者に速やかに報告しなければならない。
正解率 70%以上を合格とする。
- 4) PG-教員技能証学科検定試験を実施、監督した PG-教員検定員は学科検定試験終了後、合格者の学科認定証を速やかに申請しなければならない。
- 5) PG-教員技能証実技認定証、PG-教習実技認定証を併せ有する者が PG-教員技能証学科検定試験に合格した場合、PG-教員検定員は合格者の PG-教員技能証を速やかに申請しなければならない。

P-1-10-5 PG-教員技能証実技検定試験規則

- 1) PG-教員技能証実技検定試験は、JHF 教習検定委員会が開催の 60 日前迄に JHF に申請し、受理されなければならない。
- 2) PG-教員技能証実技検定試験は PG-教員検定員証を有する PG 教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) PG-教員技能証実技試験を実施、監督した PG-教員検定員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し JHF に速やかに報告しなければならない。
- 4) PG-教員技能証実技検定試験を実施、監督した PG-教員検定員は実技検定試験終了後、合格者の実技認定証を速やかに申請しなければならない。
- 5) PG-教員技能証学科認定証、PG-教員技能証教習実技認定証を併せ有する者が PG-教員技能証実技検定試験に合格した場合、PG-教員検定員は合格者の PG-教員技能証を速やかに申請しなければならない。

P-1-10-6 PG-教員技能証教習実技検定試験規則

- 1) PG-教員技能証教習実技検定試験は、JHF 教習検定委員会が開催の 60 日前迄に JHF に申請し、受理されなければならない。
- 2) PG-教員技能証教習実技検定試験は PG-教員検定員証を有する PG 教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) PG-教員技能証教習実技試験を実施、監督した PG-教員検定員は教習実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し JHF に速やかに報告しなければならない。
- 4) PG-教員技能証教習実技検定試験を実施、監督した PG-教員検定員は教習実技検定試験終了後、合格者の教習実技認定証を速やかに申請しなければならない。
- 5) PG-教員技能証学科認定証、PG-教員技能証実技認定証を併せ有する者が PG-教員技能証教習実技検定試験に合格した場合、PG-教員検定員は合格者の PG-教員技能証を速やかに申請しなければならない。

P-2 パラグライディング技能証を併せ有する者の効力

P-2-1 PG-XC 技能証と PG-補助動力技能証を併せ有する者の効力

PG-XC 技能証と PG-補助動力技能証を併せ有する者は、航空法などあらゆる関連法規を遵守し、補助動力パラグライダークロスカントリー飛行による競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うことができる。

P-2-2 PG-XC 技能証と PG-T 技能証を併せ有する者の効力

PG-XC 技能証と PG-T 技能証を併せ有する者は、航空法などあらゆる関連法規を遵守し、タンデムパラグライダークロスカントリー飛行による競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うことができる。

P-2-3 PG-補助動力技能証と PG-T 技能証を併せ有する者の効力

PG*補助動力技能証と PG-T 技能証を併せ有する者は、管理された空域の範囲で、1 名の同乗者と共にタンデムパラグライダーによる競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うことができる。

P-2-4 PG-XC 技能証、 PG-補助動力技能証、PG-T 技能証を併せ有する者の効力

PG-XC 技能証、PG-補助動力技能証、PG-T 技能証を併せ有する者は、航空法などあらゆる関連法規を遵守し、補助動力パラグライダータンデムクロスカントリー飛行による競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うことができる。

P-2-5 PG-助教員技能証と PG-補助動力技能証を併せ有する者の効力

PG-助教員技能証と PG-補助動力技能証を併せ有する者は、次の各項に定める事項を行う事が出来る。

- 1) PG-補助動力技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) PG-補助動力技能証を有する者を、PG-補助動力技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) PG-補助動力技能証を有する者に、指定した PG-P 技能証を有する者が行う PG-補助動力技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) PG-補助動力技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

P-2-6 PG-助教員技能証と PG-XC 技能証を併せ有する者の効力

PG-助教員技能証と PG-XC 技能証を併せ有する者は次の各項に定める事項を行う事が出来る。

- 1) PG-XC 技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) PG-XC 技能証を有する者を、PG-XC 技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) PG-XC 技能証を有する者に、指定した PG-P 技能証を有する者が行う PG-XC 技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) PG-XC 技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

P-2-7 PG-助教員技能証と PG-T 技能証を併せ有する者の効力

PG-助教員技能証と PG-T 技能証を併せ有する者は次の各項に定める事項を行う事が出来る。

- 1) PG-T 技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) PG-T 技能証を有する者を、PG-T 技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) PG-T 技能証を有する者に、指定した PG-P 技能証を有する者が行う PG-T 技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) PG-T 技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

P-2-8 PG-助教員技能証と PG-上級 T 技能証を併せ有する者の効力

PG-助教員技能証と PG-上級 T 技能証を併せ有する者は次の各項に定める事項を行う事が出来る。

- 1) PG-T 技能証課程および PG-上級 T 技能証の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) PG-上級 T 技能証を有する者を、PG-上級 T 技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) PG-T 技能証を有する者に、指定した PG-P 技能証を有する者が行う PG-T 技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) PG-上級 T 技能証を有する者に、指定した PG-P 技能証を有する者が行う PG-T 技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 5) PG-上級 T 技能証を有する者に、指定した PG-T 技能証を有する者が行う PG-上級 T 技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 6) PG-T 技能証課程および PG-上級 T 技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

P-2-9 PG-教員技能証と PG-補助動力技能証を併せ有する者の効力

PG-教員技能証と PG-補助動力技能証を併せ有するものは、次の各項に定める事項を行う事が出来る。

- 1) PG-補助動力技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) PG-補助動力技能証を有する者を、PG-補助動力技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) PG-補助動力技能証を有する者に、指定した PG-P 技能証を有する者が行う PG-補助動力技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) PG-補助動力飛行の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 5) PG-補助動力技能証と PG-助教員技能証を併せ有する者が行う PG-補助動力技能証課程の実技教育及び学科教育の監督を行うこと。
- 6) PG-補助動力技能証の学科検定試験、実技検定試験を実施し、合否を判定し証明すること。

P-2-10 PG-教員技能証と PG-XC 技能証を併せ有する者の効力

PG-教員技能証と PG-XC 技能証を併せ有するものは、次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) PG-XC 技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) PG-XC 技能証を有する者を、PG-XC 技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) PG-XC 技能証を有する者に、指定した PG-P 技能証を有する者が行う PG-XC 技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) PG-XC 技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 5) PG-XC 技能証と PG-助教員技能証を併せ有する者が行う PG-XC 技能証課程の実技教育及び学科教育を監督すること。
- 6) PG-XC 技能証の学科検定試験、実技検定試験を実施し、合否を判定し証明すること。

P-2-11 PG-教員技能証と PG-T 技能証を併せ有する者の効力

PG-教員技能証と PG-T 技能証を併せ有するものは、次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) PG-T 技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) PG-T 技能証を有する者を、PG-T 飛行の実技教育の助手として使用すること。
- 3) PG-T 技能証を有する者に、指定した PG-P 技能証を有する者が行う PG-T 技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) PG-T 技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 5) PG-T 技能証と PG-助教員技能証を併せ有する者が行う PG-T 技能証課程の実技教育及び学科教育を監督すること。
- 6) PG-T 技能証の学科検定試験、実技検定試験を実施し、合否を判定し証明すること。

P-2-12 PG-教員技能証と PG-上級 T 技能証を併せ有する者の効力

PG-教員技能証と PG-上級 T 技能証を併せ有するものは、次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) PG-T 技能証課程および PG-上級 T 技能証の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) PG-上級 T 技能証を有する者を、PG-上級 T 飛行実技教育の助手として使用すること。
- 3) PG-T 技能証を有する者に、指定した PG-P 技能証を有する者が行う PG-T 技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) PG-上級 T 技能証を有する者に、指定した PG-P 技能証を有する者が行う PG-T 技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 5) PG-上級 T 技能証を有する者に、指定した PG-T 技能証を有する者が行う PG-上級 T 技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 6) PG-T 技能証課程および PG-上級 T 技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 7) PG-T 技能証と PG-助教員技能証を併せ有する者が行う PG-T 技能証課程の実技教育及び学科教育の監督を行うこと。
- 8) PG-上級 T 技能証と PG-助教員技能証を併せ有する者が行う PG-T 技能証課程および PG-上級 T 技能証課程の実技教育及び学科教育の監督を行うこと。
- 9) PG-T 技能証および PG-上級 T 技能証の学科検定、実技検定試験を実施し、合否を判定すること。

P-3 パラグライディング検定員証

JHF は、検定技能に応じて検定員証を制定し、その検定技能を証明するため、申請により効力の定められた検定員証を発行する。

パラグライディング検定員証の種類

- 1) PG-助教員検定員証(パラグライディング助教員検定員証)
- 2) PG-教員検定員証(パラグライディング教員検定員証)

P-3-1 PG-助教員検定員証(パラグライディング助教員検定員証)

P-3-1-1 PG-助教員検定員証の効力

PG-助教員検定員証を有する者は、検定員証の発行日から3年間に限り次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) 正会員(都道府県連盟)主催のPG-助教員技能証実技検定試験、学科検定試験の開催を申請し、実施の際には採点を行い、合否を判定すること。
- 2) 正会員(都道府県連盟)及びJHFに合格した者の証明を行うこと。

P-3-1-2 PG-助教員検定員証の申請資格

PG-助教員検定員証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日迄に25歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) 有効なPG-教員技能証を有すること。
- 4) PG-教員技能証を取得後3年以上経過し、PG-助教員教育実務経験を有すること。ただし、正会員(都道府県連盟)が認めた場合はこの限りではない。
- 5) 正会員(都道府県連盟)からの推薦を受けること。

P-3-2 PG-教員検定員証(パラグライディング教員検定員証)

P-3-2-1 PG-教員検定員証の効力

PG-教員検定員証を有する者は、検定員証の発行日から3年間に限り次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) JHF 主催のPG-教員技能証実技検定試験、学科検定試験、教習実技検定試験の開催を申請し、実施の際には採点を行い、合否を判定すること。
- 2) 正会員(都道府県連盟)主催のPG-助教員技能証実技検定試験、学科検定試験、教習実技検定試験の開催を申請し、実施の際には採点を行い、合否を判定すること。
- 3) JHF に合格した者の証明を行うこと。

P-3-2-2 PG-教員検定員証の申請資格

PG-教員検定員証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日迄に25歳に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。

- 3) 有効な PG-教員技能証を有すること。
- 4) PG-教員技能証を取得後 3 年以上経過し、過去 3 年以内に JHF 主催の PG-教員検定員研修会に参加の経験を有すること。
- 5) 正会員(都道府県連盟)および JHF スクール事業委員会の推薦を受け、JHF 理事会の承認を得ること。

P-4 パラグライディング認定証

パラグライディング認定証とは、PG-教員技能証、PG-助教員技能証の検定試験を受けた者がそれぞれの検定試験の一部に合格した場合、2年間の期限を定めてその合格を有効とし、検定試験の免除を行う為に発行するものである。

パラグライディング認定証の種類

- 1) PG-助教員実技認定証(パラグライディング助教員実技認定証)
- 2) PG-助教員学科認定証(パラグライディング助教員学科認定証)
- 3) PG-教員実技認定証(パラグライディング教員実技認定証)
- 4) PG-教員学科認定証(パラグライディング教員学科認定証)
- 5) PG-教員教習実技認定証(パラグライディング教員教習実技認定証)
- 6) MPG-教員実技認定証(モーターパラグライディング教員実技認定証)
- 7) MPG-教員学科認定証(モーターパラグライディング教員学科認定証)
- 8) MPG-教員教習実技認定(モーターパラグライディング教員教習実技認定)

P-4-1 PG-助教員実技認定証(パラグライディング助教員実技認定証)

P-4-1-1 PG-助教員実技認定証の効力

PG-助教員実技認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、PG-助教員技能証実技検定試験が免除される。

P-4-1-2 PG-助教員実技認定証の申請資格

PG-助教員実技認定証を有するものがPG-助教員学科検定試験に合格した場合、正会員(都道府県連盟)の推薦により助教員技能証の申請が出来る。

P-4-2 PG-助教員学科認定証(パラグライディング助教員学科認定証)

P-4-2-1 PG-助教員学科認定証と効力

PG-助教員学科認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、PG-助教員技能証学科検定試験が免除される。

P-4-2-2 PG-助教員学科認定証の申請資格

PG-助教員学科認定証を有するものがPG-助教員実技検定試験に合格した場合、正会員(都道府県連盟)の推薦によりPG-助教員技能証の申請が出来る。

P-4-3 PG-教員実技認定証(パラグライディング教員実技認定証)

P-4-3-1 PG-教員実技認定証の効力

PG-教員実技認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、PG-教員技能証実技検定試験が免除される。

P-4-3-2 PG-教員実技認定証の申請資格

PG-教員実技認定証を有するものがPG-教員学科検定試験(又は学科認定証)、PG-教員教習実技検定試

験（又は教習実技認定証）に合格した場合、正会員（都道府県連盟）の推薦により PG-教員技能証の申請が出来る。

P-4-4 PG-教員学科認定証（パラグライディング教員学科認定証）

P-4-4-1 PG-教員学科認定証の効力

PG-教員学科認定証を有する者は、認定証の発行日から 2 年間に限り、PG-教員技能証学科検定試験が免除される。

P-4-4-2 PG-教員学科認定証の申請資格

PG-教員学科認定証を有するものが PG-教員実技検定試験（又は実技認定証）、PG-教員教習実技検定試験（又は教習実技認定証）に合格した場合、正会員（都道府県連盟）の推薦により PG-教員技能証の申請が出来る。

P-4-5 PG-教員教習実技認定証（パラグライディング教員教習実技認定証）

P-4-5-1 PG-教員教習実技認定証の効力

PG-教員教習実技認定証を有する者は、認定証の発行日から 2 年間に限り、PG-教員教習実技検定試験が免除される。

P-4-5-2 PG-教員教習実技認定証の申請資格

PG-教員教習実技認定証を有するものが PG-教員実技検定試験（又は実技認定証）、PG-教員学科検定試験（又は学科認定証）に合格した場合、正会員（都道府県連盟）の推薦で PG-教員技能証の申請が出来る。

P-5 附則

- 1 本規程の改正は 2021 年 3 月 18 日（理事会承認の日）に実施し 2021 年 5 月 1 日から施行する